

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、さいたま都市計画道路の変更（3・4・1号西大宮バイパス線）について理由を示したものです。

I さいたま都市計画における位置等

さいたま都市計画区域は、都心から約20～40Km圏にあり、埼玉県南東部に位置しています。

本区域は、南北方向に、東京と北関東、東北又は上信越地方を結ぶ新幹線やJR宇都宮線等が、東西方向にも、JR川越線やJR武蔵野線等が通り、交通の利便性は極めて高く、本区域の拠点性の向上に大きく寄与しています。また道路も、東北縦貫自動車道をはじめ、国道16号や国道17号等の都市間を結ぶ広域幹線道路により構成されています。

今回変更する3・4・1号西大宮バイパス線は、さいたま市西区内を東西に横断する幹線街路として決定されている路線で、国道16号として既に供用されています。

II 変更の必要性

西大宮バイパス線については、昭和46年に都市計画決定され、宝来地内のランプ部分並びに周辺箇所は、盛土構造により法面を含めて計画していました。しかし、事業実施の設計段階における構造の詳細な検討の結果、ランプ部分を含む周辺箇所を橋梁構造によるコンパクトな形状とすることとし、平成10年に供用を開始しています。このため、当該箇所については、都市計画道路区域と供用されている道路区域が、一致していない状況となっています。

この度、都市計画道路区域及び構造を供用されている道路区域及び構造に合わせて変更を行うものです。

III 変更の内容

名 称	延 長	車線の数	幅員	内 容
3・4・1号 西大宮バイパス線	約3,520m	4車線	21.5m	・一部区域を削除する。 ・一部区間の構造形式を地表式から 嵩上式にする。